

※必ずご確認ください

地方税法施行規則の一部改正により、平成28年1月1日から「ワンストップ特例制度」を利用される方については、個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

また、提出される際には、本人確認(番号確認と身元確認)を行いますので、以下の①又は②のどちらかの書類のコピーの提出をお願いします。

(番号確認用)

(身元確認用)

① 個人番号カード (裏面) + 個人番号カード (表面)

② 番号通知カード + 次のうちいずれか1点
・ 運転免許証
・ パスポート
・ 年金手帳
・ 公的医療保険の被保険者証